



平成24年5月16日

各 位



東京都墨田区両国二丁目10番14号

**石川島建材工業株式会社**

代表取締役社長 岡田 秀夫

(コード番号 5276 東証第2部)

(決算期 3月31日)

問合せ先 取締役 藤生 和幸

(TEL. 03-6271-7211)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議  
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成24年4月16日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成24年4月16日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記1. ②において定義いたします。）の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成24年6月17日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年6月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成24年6月20日を基準日と定め、同日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主様（ただし、当社を除きます。）をもって、当該株主様の保有する全部取得条項付普通株式の全てを、平成24年6月21日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式（下記1. ①において定義いたします。）を1,285,066分の1株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成24年4月16日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式であるA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ

です。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を1,285,066分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を1,285,066分の1株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社IHI(以下「IHI」といいます。)以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

## 2. 当社定款の一部変更(本完全子会社化手続のうち①及び②)の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続の②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成24年4月16日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同リリースの「I. 2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)に記載のとおりです。

### (2) 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本完全子会社化手続の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年6月21日(木)に発生いたします。

## 3. 全部取得条項付普通株式の取得(本完全子会社化手続のうち③)の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成24年4月16日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社定款に基づき、取得日(下記(2)をご参照下さい。)において、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,285,066分の1株の割合をもって交付するものです。なお、IHI以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成24年6月21日(木)に発生いたします。

### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,285,066分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、当社は、1

株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をIHIに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に175円（IHIが平成24年2月6日から当社普通株式に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

#### 4. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年5月16日(水)
種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成24年5月16日(水)
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定	平成24年5月16日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年5月17日(木)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更の公告	平成24年5月17日(木)
当社普通株式の売買最終日	平成24年6月15日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成24年6月18日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年6月20日(水)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の効力発生日	平成24年6月21日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続のうち③）の効力発生日	平成24年6月21日(木)

以 上